

農ビ・農ポリ処分には 事前契約が必要です

使わなくなった農業用ビニール及びプラスチック（農ビ・農ポリ）を回収します。

なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

○受付日時

9月1日(水)～10日(金)

(役場閉庁日を除く。)

午前9時～午後4時

(正午～午後1時を除く)

○受付場所

役場2階 第2会議室

○料金

詳しい内容については、受付時にご説明いたします。

○持参するもの

・印鑑

・搬出予定量のメモ

(農ビ○kg・農ポリ○kg等)

・農家負担金

1戸あたり1,000円

(別途、処分費を回収日当日に搬出量に応じて請求させていただきます。)

○回収日時

10月12日(火)

午前9時～午後4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは、各自で搬入

となります。

○収集・運搬契約

廃棄物処理法（第12条第1項）により、農家のみなさまと運搬事業者との契約が必要になります。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

農地の適正利用が困難な方へ 農用地利用権設定制度が あります

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧させるためには、多大な投資と労力が必要になります。

高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことにより、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

この制度は、農地を貸す人、借りる人が合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会で承認されることで法的に貸し借りが認められます。

貸借の契約期間は3年、6年、10年を原則とし、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消灭します。また、貸借期間中でも当事者の合意があればいつでも解約することができます。

希望される場合は、お申し出ください。

○貸し手のメリット

・手続きに大きな負担はありません。

・貸した農地は期限がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。

・更新時期には、農業委員を通して継続の意思確認を行います。

※受付期間

9月1日(水)～11月10日(水)

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582

道路に農地の泥を落とさない ように注意しましょう

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車・車いすなどの通行の妨げになり大変危険です。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去及び清掃をしていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

第三者行為の届出を お願いします

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、第三者（自分以外）の行為によって負傷したり、病気になる場合でも、保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。本来は、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですので、町が治療費を立て替え、加害者にその治療費を請求します。

第三者の行為で負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかにご連絡ください。

○第三者行為とは

・交通事故(自動車・自転車など)

・自損事故

・けんか

・他人の犬に噛まれた など

○仕事中的けがや病気の場合

仕事中的けがや病気には、原則として労災保険が適用されます。労働中の災害と認められる場合に保険証を使って受診すると、後に医療費の全額を返還する必要があります。保険証を使って治療を受ける

場合は、必ずご連絡ください。※個人事業主など一部例外があります。

○注意事項

相手方との取り決めや示談をする前に届けてください。第三者行為による治療費であっても、内容により、被保険者ご自身の負担になる場合があります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)